

石川県公報

平成31年2月19日

第13182号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示			
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更の届出 (厚生政策課)	1	○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定 (同)	3
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の所在地の変更の届出 (同)	1	○保安林の指定の解除予定 (森林管理課)	3
○生活保護法に基づき指定を受けた施術機関の施術所の廃止 (同)	2	○漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定 (水産課)	3
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき指定を受けた施術所の廃止の届出 (同)	2	公 告	
○指定介護予防サービス事業者の事業を廃止する旨の届出 (長寿社会課)	2	○第47期石川県労働委員会委員候補者の推薦公告 (労働企画課)	4
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事監視製品の指定 (薬事衛生課)	2	○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告 (農業基盤課)	5
		○地域登録検査機関の変更の届出の公告 (農業安全課)	5
		公安委員会	
		○石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則	5

告 示

石川県告示第52号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成31年2月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者名称	事業所		変更年月日
	名称	所在地	
中部薬品株式会社	新	小松市沖町508番地	平成30年6月2日
	旧	小松市沖周辺土地区画整理事業地7街区1	

石川県告示第53号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成31年2月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者名称	事業所		変更年月日
	名称	所在地	
中部薬品株式会社	新	小松市沖町508番地	平成30年6月2日
	旧	小松市沖周辺土地区画整理事業地7街区1	

石川県告示第54号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成31年2月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名 (名 称)	所 在 地	廃止年月日
室木 孝二 (室木接骨院)	七尾市松物町45番地	平成31年1月31日

石川県告示第55号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成31年2月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名 (名 称)	所 在 地	廃止年月日
室木 孝二 (室木接骨院)	七尾市松物町45番地	平成31年1月31日

石川県告示第56号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成31年2月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	廃止したサービスの種類	廃止の届出を受理した年月日
1770400115	社会福祉法人 門前町福祉会	訪問入浴介護サービスセンターあかかみ 輪島市門前町赤神10の1番地	介護予防訪問入浴介護	平成31年 2月4日

石川県告示第57号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成31年2月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 知事監視製品を特定できる情報

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「野獣ケツマン」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「鬼男トコロテン」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「直フレイバー」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「淫舐ドロドロ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「ケツマン悶」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「American Crazy Sex」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「420 classic Herb」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「LUCKY SEX」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

（「次の写真」は、省略し、その写真を石川県健康福祉部薬事衛生課及び県保健福祉センターに備え置いて縦覧に供する。）

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物を含有するおそれがある製品であって、吸入等の方法により身体に使用されるおそれがあるものであるため

3 施行期日

平成31年2月20日

石川県告示第58号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成31年2月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 知事指定薬物の名称

- (1) N-（2-フルオロフェニル）-N- [1-（2-フェニルエチル）ピペリジン-4-イル] プロパンアミド及びその塩類
- (2) N-（4-メトキシフェニル）-N- [1-（2-フェニルエチル）ピペリジン-4-イル] ブタンアミド及びその塩類
- (3) N-エチル-1-（2-フルオロフェニル）プロパン-2-アミン及びその塩類
- (4) N-（1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル）-1-（シクロヘキシルメチル）-1-H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物であって、県の区域内において濫用されるおそれがあり、かつ、幻覚等の作用を有すると認められるものであるため

3 施行期日

平成31年2月20日

石川県告示第59号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成31年2月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 解除予定保安林の所在場所

輪島市門前町二又川壺〇七6の5、8の4、8の5、9の4、9の5、10の5

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

石川県告示第60号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成31年2月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

能都町第1加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

鳳珠郡能登町字宇出津新1字190番地7

藪下 栄

鳳珠郡能登町字宇出津イ字9番1地たなぎ団地106号

岩本 秀和

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧能都町漁業協同組合の地区（矢波、小浦及び羽根の区域を除く。）

(3) 区分

- 底びき網を使用して営む漁業又は高倉漁港(姫地区)を係留港とし、主に刺網を使用して営む漁業
- (4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日
- 平成31年1月9日

公 告

第47期石川県労働委員会委員の委員候補者の推薦公告

第46期石川県労働委員会の労働者委員及び使用者委員の任期が平成31年4月29日をもって満了となるので、労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により、労働組合及び使用者団体に対して次の要領によって次期委員候補者の推薦を求める。

平成31年2月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 推薦団体の資格

- (1) 労働者委員候補者を推薦できるものにあつては、石川県内のみ組織を有し、かつ、労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であること。
- (2) 使用者委員候補者を推薦できるものにあつては、石川県内のみ組織を有し、主として労働問題に関する事務をその業務とし、又は業務の主要な部分として労働問題を取り扱う使用者団体であること。

2 被推薦者の資格

禁囚刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。

3 推薦期間

平成31年2月19日(火)から同年3月13日(水)まで

4 推薦手続

- (1) 労働者委員候補者を推薦しようとする労働組合は、次に掲げる書類を石川県商工労働部労働企画課に提出すること。

なお、ウの証明書の交付を受けるためには、日時を要するので留意すること。

ア 推薦書(別記様式による。)

イ 被推薦者の履歴書

ウ 推薦に係る労働組合が、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の労働組合法施行令第21条第3項に規定する石川県労働委員会の証明書

- (2) 使用者委員候補者を推薦しようとする使用者団体は、次に掲げる書類を石川県商工労働部労働企画課に提出すること。

ア 推薦書(別記様式による。)

イ 被推薦者の履歴書

5 委員候補者として推薦する者の数

労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦に当たっては、それぞれ5人までとする。

6 その他

詳細についての問い合わせは、石川県商工労働部労働企画課(金沢市鞍月1丁目1番地 電話076-225-1533)へすること。

(別記様式)

平成 年 月 日

石 川 県 知 事 様

事務所所在地

団 体 名

代表者職氏名

印

石川県労働委員会委員候補者推薦書

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、石川県労働委員会委員候補者として次の者を推薦します。

氏 名	生年月日	所属会社名及び地位	所属団体名及び地位	備 考

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を平成31年2月20日から同年3月20日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、土地改良法第87条の3第7項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成31年2月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

地 区 名	事 業 名	縦覧に供する書類	縦 覧 場 所
宇留地地区	県 営 ほ 場 整 備 事 業 (機構関連型)	県営土地改良事業計画書の写し	穴水町基盤整備課

地域登録検査機関の変更の届出の公告

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から、次のとおり登録事項の変更の届出があった。

平成31年2月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

白山農業協同組合
竹内 文雄
白山市井口町に62番地1

2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類
登録台帳から抹消された者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
北 口 誠 人	白山市小柳町ろ256-3	玄米、大麦、大豆、そば

公 安 委 員 会

石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成三十一年二月十九日

石 川 県 公 安 委 員 会

石川県公安委員会規則第一号

石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

石川県警察の組織等に関する規則(昭和四十一年石川県公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第六条中「広報相談課」を「県民支援相談課」に改め、同条第十二号を削る。

第三十八条第一項中「首席参事官」の下に「、統括参事官」を加え、「又は警視」を「若しくは警視」に改め、同条第二項中「首席参事官」の下に「及び統括参事官」を加える。

別表第一金沢西警察署の部金沢西警察署所在地の項中「金石本町」の下に「、金石通町、金石下本町、金石味噌屋町」を加え、同部鞍月交番の項中「直江北一丁目」の下に「、直江東一丁目、直江東二丁目、直江西一丁目、直江南一丁目、直江南二丁目」を加え、同表津幡警察署の部能瀬駐在所の項中「字上太田」を「字上大田」に改め、同部内灘交番の項中「字大根布八丁目」の下に「、字大根布九丁目」を加える。

附 則

この規則は、平成三十一年三月六日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。